（控除項目）

第八条　第三条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　他の最終指定親会社若しくはその連結子法人等、銀行持株会社若しくはその連結子法人等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくはその連結子法人等又はその他の金融機関（以下この条において「他の金融機関等」という。）の自己資本の向上のため、意図的に当該他の金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の金融機関等の資本調達手段（預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済金融機関及び救済金融持株会社等の資本調達手段を除く。以下この条において同じ。）（以下「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段」という。）の額

二　最終指定親会社又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額を合算した額

イ　金融子会社（保険会社等を除く。）であって、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの

ロ　当該最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社（同項第十号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。）（保険会社等を除く。）を子会社等としている場合における当該子会社等であって、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの（イに掲げるものを除く。）

ハ　保険子法人等

ニ　当該最終指定親会社が金融業務を営む会社を関連会社等としている場合における当該関連会社等（次条において「金融業務を営む関連会社等」という。）

三　第五十五条第二項第二号、第百一条及び第百五十五条第二項第二号の規定により控除されることとなる額

四　内部格付手法採用最終指定親会社において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

五　第百四十三条第一項第二号に定めるPD／LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額

六　第二百二十五条（第百三条、第百十二条第一項、第二百五十五条第一項第一号ホ⑵及び第二百六十二条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2　前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段が当該他の金融機関等にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の最終指定親会社等の資本調達手段	連結自己資本規制比率の算出の際の額
一　第六条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	第六条第一項第一号から第四号までに掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額
二　第六条第一項第五号及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	次に掲げるものの合計額 イ　第六条第一項第五号及び第六号に掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額
ロ　前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額	次に掲げるものの合計額 イ　短期劣後債務のうち、準補完的項目に算入されないものの額 ロ　前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額
三　短期劣後債務及びこれに準ずるもの	

（比例連結）

第九条　金融業務を営む関連会社等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第一項（第二号ニに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第三条の算式において当該金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している最終指定親会社等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連会社等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。）を適用しないものとし、当該関連会社等は連結子法人等とみなす。

一　当該金融業務を営む関連会社等に投資を行う二以上の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。）（以下この項において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二　共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三　共同支配会社の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。

四　当該最終指定親会社が当該最終指定親会社の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2　前項の規定により金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条　第三条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用最終指定親会社にあっては第十四条に定めるものを、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては第百二十八条に定めるものをいう。

2　最終指定親会社等は、次の各号に掲げるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合又は子法人等の株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用最終指定親会社にあっては、その他資産（第百五十六条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額、繰延税金資産の純額に相当する額が第五条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び第八条第一項に定める控除項目の額

二　最終指定親会社等におけるトレーディング業務に係る資産